三重県景観審議会規則をここに公布します。

平成十九年十月二十日

三重県知事 野呂昭彦

三重県規則第六十三号

三重県景観審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県景観づくり条例(平成十九年三重県条例第六十六号)第十 三条第九項の規定に基づき、三重県景観審議会(以下「審議会」という。)の組織及 び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第二条 審議会に会長及び副会長を各一人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

- 第三条 会議は、会長が召集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(部会)

第四条 部会は、委員五人以内で組織する。

- 2 部会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条第二項及び第三項の規定は、部会に準用する。

(幹事)

- 第五条 審議会に幹事若干名を置く。
- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。